

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市子ども・子育て会議 開催結果要旨

会 議 名	令和7年度第3回木津川市子ども・子育て会議		
日 時	令和8年2月17日（火） 午後2時00分～午後3時00分	場所	木津川市役所 庁舎5階全員協議会室
出 席 者	委 員	別紙のとおり	
	その他出席者	なし	傍聴人の数 なし
	庶 務	こども未来課	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>（1）乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）の認可について 【資料1-1】、（当日資料1-2、資料2）</p> <p>（2）木津川市放課後児童クラブ条例の一部改正について 【資料3】</p> <p>（3）令和8年度保育施設申請状況について 【資料4】</p> <p>（4）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川市公立幼稚園・保育所再編実施計画の策定について（報告）</li> <li>・あそびでつながる『PLAYFUL PARK』について（報告）【資料5】</li> <li>・若者会議事業について（報告）【資料6】</li> <li>・こども性暴力防止法について【資料7】</li> </ul> <p>4 閉会</p>		
会議結果要旨	<p><b>1 開会</b></p> <p>事務局より、開会宣言。会議成立要件定足数の報告。 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法、木津川市子ども・子育て会議条例を設置根拠として設置される市の附属機関である旨等説明。</p> <p><b>2 会長あいさつ</b></p> <p>本日は、春を思わせるような雰囲気の中で、委員の皆さん方においては緊張を解いて、羽を伸ばし色々なご意見を頂戴したいと思う。なお、署名委員は出席委員の中から指名させていただくことになっているため、本日の会議録の署名委員については、木津保育園園長の吉田委員を指名させていただく。</p>		

### 3 議事

主な意見・質疑等は次のとおり

(○：質疑・意見 ⇒：質疑に対する返答)

#### (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

##### 会議の非公開について

子ども・子育て会議条例に基づく、「本会議運営内規第6条 会議の公開について出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる」と規定されている。

議事(1)について、議事審議内容が認可案件であり、審議内容の性質上の観点から会議の非公開について委員の皆さまに諮り願うもの。

##### **【公開・非公開の結果】**

<賛成多数により非公開とすることとなった。>

##### 利害関係委員について

議事の(1)に係り、本市子ども・子育て会議条例に基づく、「本会議運営内規第14条 委員は、直接利害関係のある審議事項に関しては、その審議に参加することができない。また、除斥される委員は、定足数の計算には入らない。」と規定。議事(1)については、ご審議いただく内容が認可案件であり審議内容の性質上の観点から、認可申請中の法人関係者の委員につきましては、審議に参加することができないため、関係委員は、退室していただいた。

<非公開議事>

#### (2) 木津川市放課後児童クラブ条例の一部改正について

##### **【資料3】**

今回の持続可能な児童クラブ運営とより質の高い保育支援体制の確立を図るため、公設民営化の導入に向けた方針(案)をお示しさせていただいたところ。

今般3月議会において、利用児童数の増加や人材確保の困難さ、運営負担の増大などの課題に対応するため、指定管理者による児童

クラブの管理運営を行わせることができるよう、条例の一部改正を行うもの。

○ 指定管理者について、どのような方が指定管理を受けられるという想定か。

⇒ 民間事業者等を対象としてプロポーザル方式にて指定管理を担っていただく事業者を来年度に選定する予定としています。

○ プロポーザル方式ということは、審査が発生すると思うが、どのような方式で審査される予定か。

⇒ まずは選定委員会を開催し、選定委員会の委員によりプロポーザル方式にて担っていただける事業者を選定する予定です。

### **(3) 令和8年度保育施設申請状況について【資料4】**

令和8年4月の申請受付については、昨年10月17日から31日、及び出産予定及び転入予定の方のみを受付する特別枠としまして、12月17日から19日の3日間、受付を実施。5歳児を除きましてすべての年齢・児童で減少し、令和2年をピークとして減少する結果となりました。

<質疑無し>

### **(4) その他**

#### **・木津川市公立幼稚園・保育所再編実施計画の策定について（報告）**

前回の子ども・子育て会議で、パブリックコメント結果をお示しし、教育委員会ののち、1月14日の政策会議で、計画の策定が決定。それをもって、1月21日にパブリックコメント結果と1月22日に計画の策定について、ホームページに掲載。

今後は、まず、令和9年度末の木津保育園分園の統廃合に向け、説明会を実施していく予定。

<質疑無し>

#### **・あそびでつながる『PLAYFUL PARK』について（報告）【資料5】**

令和7年10月にアスパアやましろで実施したPLAYFUL PARKの実施内容を事務局から報告。

・若者会議事業について（報告）【資料6】

令和5年度から実施している若者会議事業の令和7年度事業内容を事務局から報告。次年度についても、実施に向け準備を行っている旨報告した。

・こども性暴力防止法について【資料7】

教育・保育などの現場において、こどもが性暴力を受ける事案を防ぐために成立した法律であり、令和8年12月25日から施行予定。学校設置者や事業者に対し、安全管理措置を講じる責任を明確にし、こどもを取り巻く安全な環境づくりに努めます。

○ 特定性犯罪と特定性犯罪の前科の有無については、例えば職員採用をする際などで、どのように把握するのか教えてほしい。

⇒ 採用時に聞き取るということが考えられる。事業者におかれましては、こどもと接する業務に就かせず、距離を置かせるような配慮が求められることが法律上定められています。

○ 不採用としてよいと理解してよいのか。

⇒ 運用については追って詳細等が示されると想定していますが、何よりこどもの安全を守るための措置ということで、なんらかの措置を講ずるといような法律になっていますので、不採用とすることも考えられるところです。

既に採用し雇用している中で、そのような事実が判明した際には、労働契約上なかなか免職ということには繋がらないものの、他の制度上で国が示しているのは、こどもと直接関わる部分から外して他の部署への配置転換とか、そういうことが国のガイドラインで示されています。聞き取りの方法などの運用は、顧問弁護士との相談や検討の中で対応して欲しいという書きぶりでしたので、今後色々なパターンが出てくると予想しているところです。

## 5 閉会

事務局こども未来部長吉岡部長あいさつ

本日はご多忙の中、会議に出席を賜り、改めてお礼申し上げます。引き続き、市政へのご支援ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

その他特記事項	特になし
---------	------